

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案要
綱

第一 地方公共団体の役割 (第二条の二関係)

一 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

二 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処 (第四条第二項第五号の二関係)

被害防止計画において定める事項として、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項を加えること。

第三 協議会 (第四条の二関係)

- 一 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができること。
- 二 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成すること。
- 三 一及び二に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めること。

第四 都道府県知事に対する要請等

（第七条の二関係）

- 一 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができること。
- 二 都道府県知事は、一による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はその実施その他の当該都道府県の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

第五 財政上の措置

(第八条関係)

国及び都道府県が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記すること。

第六 鳥獣被害対策実施隊員による緊急的な捕獲等

(第九条第四項関係)

鳥獣被害対策実施隊員の職務として、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事することを明記すること。

第七 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等

(第十条関係)

国及び地方公共団体は、対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

第八 報告、勧告等

(第十条の二関係)

農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の実施等に関し

必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができること。

第九 適正な個体数についての調査研究

(第十三条第二項関係)

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況等の調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。

第十 捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置

(第十六条関係)

一 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、狩猟免許及び猟銃の所持の許可等を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるものとする。

二 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一 必要な予算の確保等

(第十六条の二関係)

- 一 国及び地方公共団体は、被害防止施策等を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとする。
- 二 都道府県は、一により必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮するものとする。

第十二 特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例

(附則第三条関係)

- 一 鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（二において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する日（二において「改正法一部施行日」という。）以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る規定の適用を除外すること。
- 二 一に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対

策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。) であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成二十六年十二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る規定の適用を除外すること。

第十三 施行期日等

(附則関係)

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、第十二については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。